

建 築 協 定 書

(建築物の用途)

協定区域に建築出来る建築物は、第1種住居地域内に建築出来る建築物のうち、法別表第二(い)項第一号の住宅(共同住宅、寄宿舍、長屋、下宿は含まない)およびこれに付随する勉強部屋・物置・車庫その他これらに類するもの、診療所、福祉施設および関連施設に限る。

(建ぺい率)

建築物の敷地面積に対する建築面積の割合は100分の60以下とする。

(容積率)

建築物の敷地面積に対する延べ床面積の割合は100分の200以下とする。

(壁面距離)

建築物の外壁面又は柱の面と道路境界線との距離は0.5m以上、隣地境界線との距離は1.0m以上とする。

(塀、生垣等)

塀又は生垣等の設置面と道路境界線との距離は、壁面距離に準じる

(建築物の高さ)

建築物の高さは、この協定区域内の地盤面より10.0m未満とする。

(色彩制限)

建築物の外壁および屋根は、華やかな色彩としてはならない。

(緑化協定)

敷地の道路に面した壁面後退部分において、敷地間口の5分の1以上の緑化に努めること。

(敷地割)

協定認可時の敷地は分割してはならない。但し、住民の利便に供するための施設等を公共団体等が設置するために行うものについてはこの限りではない。

(敷地の形状)

敷地の形状および地盤高は、この協定の締結時のままとする。但し、敷地の安全性を損なわない出入口、車庫、花壇の築造もしくは緑化を行うための変更はこの限りではない。

- 2 2以上の敷地を合併する場合は、低い地盤面に合わせるものとする。

(塀)

道路側に設置する塀は、壁面距離に準じるものとする。

(広告物)

協定区域内に広告物の設置を禁止する。但し、当該土地の所有者等が自己の用に供する場合はこの限りではない。

(汚水排水)

建築物の便所は水洗式とし、その汚水排水は下水道へ接続しなければならない。

(その他)

土地の所有者等は、建築物を建築するまでの期間においても、当該土地の維持管理（除草等）を行い環境美観に努めること。